

事 務 連 絡  
平成17年5月26日

各都道府県国民保護主管部 御中

消防庁国民保護室

都道府県国民保護計画の国・指定公共機関及び市町村・指定地方公共機関  
に係る記述に関する基本的考え方について

都道府県国民保護計画に係る国への協議に係る方法については、平成17年  
4月26日付け事務連絡「都道府県国民保護計画の協議について」において、  
御連絡したところですが、計画作成作業を進めている都道府県からは、国・市  
町村・指定地方公共機関等が実施する措置についてどのように記述すべきか  
について、多く御相談をいただいているところです。

については、内閣官房と相談し、「国・指定公共機関及び市町村・指定地方公  
共機関に係る記述に関する基本的考え方」について、取りまとめましたので、  
別添のとおり通知します。

なお、計画の事前相談及び協議においては、かかる観点からも指摘をしたい  
と考えており、計画作成作業の際、都道府県におかれましては、御留意願いま  
す。

**【連絡先】**

消防庁国民保護室

西野課長補佐、松本

電 話 03-5253-7550

F A X 03-5253-7543

E-mail matsumoto-n@fdma.go.jp

## 都道府県国民保護計画の国・指定公共機関及び市町村・指定地方公共機関に係る記述に関する基本的考え方

都道府県国民保護計画については、国民保護法第34条第2項の規定に基づき、同項各号に掲げる事項について定めることとされていますが、実際の記述内容については、措置の実施主体に着目すれば、大きく分けて、次の3種類に分類されるものと想定されます。

- ① 都道府県が行う国民の保護に関する措置
- ② 市町村及び指定地方公共機関の計画作成の際の基準となる事項
- ③ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

①については、法令又は基本指針の記載内容を踏まえ、都道府県が講ずる措置について、都道府県の立場から、主体的な記述を行うこととなります（その際、都道府県の執行機関の役割も考え、主語については、「都道府県」と「知事」の使い分けに留意することが必要と考えます。）

②の市町村及び指定地方公共機関の基準となる事項については、国民保護法第35条第1項及び第36条第2項の規定に基づき、市町村が国民保護計画を作成する際の、また、指定地方公共機関が国民保護業務計画を作成する際の基準となる事項です。このため、当該記述については、都道府県の立場から考えて、市町村において統一的な対応が必要と考えられる事項や都道府県が講ずる措置との整合性を図ることが必要であると考えられる事項について、当該都道府県の区域内の市町村や指定地方公共機関と十分な議論を行った上で、具体的に記述することが必要となります。

なお、これらの基準は、都道府県が市町村からの計画の協議を受ける際の、また、指定地方公共機関の計画について助言を行う際の判断基準となるものです。

③の他の地方公共団体その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）との連携に関する事項については、①において都道府県が講ずる措置を記述する際に、都道府県を起点とする連携の在り方（都道府県が～応援要請する、委任

する、情報共有する、など）を記載することが基本となります。

他方、これ以外にも、個別の措置について国全体としての措置内容や役割分担が一覧できるよう、例えば、都道府県が措置を講ずる上で前提となる記述（対策本部長の避難措置の指示を受けて避難を指示する、など）や関係機関等が講ずる措置（内閣総理大臣の指揮により、各省庁が措置を講ずる、など）について記述することも考えられます。その際には、当該事項は、本来、当該機関の国民保護計画や業務計画等において記載すべき内容であることにかんがみ、法令、基本指針、当該機関の国民保護計画・業務計画等における記載と整合がとれたものとし、また、法令上規定されていない新たな事務を義務付けるものと誤解されたり、法令上の要件や義務の程度を変更するような記述は行わないよう留意することが必要になります。

以上を踏まえて、記述上の形式的な表現について述べれば、それぞれ、次の記述方法が適当と考えられます。

市町村の国民保護計画等を作成する際の基準については、基準としての性格を明確にする観点から、当該記述は、例えば「・・・するものとする。」とすることが適当と考えます。

また、都道府県の講ずる措置に関連して、関係機関等が講ずる措置について記述する場合には、当該都道府県以外の主体が講ずる措置であることにかんがみ、例えば、「・・・～することとされている。」とするなどの文末表現が適当と考えます。その際、図を用いるなどレイアウトについても可能な限り工夫に努めるようお願いします。

なお、関係機関等に関係する記述を行う場合について、それが法令・基本指針上明示的な記述がなく、新たな事項の記述を行う場合には、例えば、都道府県からの働きかけとなるような記述（都道府県は、～要請する）や努力義務に止めた記述にすることが適当と考えます。